

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第八号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（厚生環境事務所長への委任）</p> <p>第八条（略）</p> <p>一一一（略）</p> <p>十一（略）</p> <p>（一）（十）（略）</p> <p>（二） 第五十六条第三項の規定による官公署に対する書類の閲覧又は資料の提供の要求（第五十条第六号の三に掲げる費用に係るものに限る。）</p> <p>（三）（九）（略）</p> <p>十二―四十（略）</p> <p>（保健所長への委任）</p> <p>第九条（略）</p> <p>一一五十八（略）</p> <p>五十九（略）</p> <p>（一）（四）（略）</p> <p>（二） 第四十四条の三第七項（第五十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定によるサービスの提供及び物品の支給</p> <p>（三） 第四十四条の三第八項（第五十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による食事の提供等に要した実費の徴収</p> <p>（四） 第四十四条の十一第一項の規定による新感染症に係る検体の提出又は採取の勧告</p> <p>（五） 第四十四条の十一第三項の規定による新感染症に係る検体の採取</p> <p>（六）（三）（略）</p> <p>六十一―六十三（略）</p> <p>六十四（略）</p> <p>（一）（九）（略）</p> <p>（二） 第三十三条第九項の規定による精神科病院の管理者の届出の受理</p> <p>（三）（略）</p> <p>（四） 第三十三条の六第五項の規定による届出の受理</p>	<p>（厚生環境事務所長への委任）</p> <p>第八条（略）</p> <p>一一一（略）</p> <p>十一（略）</p> <p>（一）（十）（略）</p> <p>（二） 第五十六条第五項の規定による官公署に対する書類の閲覧又は資料の提供の要求（第五十条第六号の三に掲げる費用に係るものに限る。）</p> <p>（三）（九）（略）</p> <p>十二―四十（略）</p> <p>（保健所長への委任）</p> <p>第九条（略）</p> <p>一一五十八（略）</p> <p>五十九（略）</p> <p>（一）（四）（略）</p> <p>（二） 第四十四条の三第四項（第五十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定によるサービスの提供及び物品の支給</p> <p>（三） 第四十四条の三第五項（第五十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による食事の提供等に要した実費の徴収</p> <p>（四） 第四十四条の七第一項の規定による新感染症に係る検体の提出又は採取の勧告</p> <p>（五） 第四十四条の七第三項の規定による新感染症に係る検体の採取</p> <p>（六）（三）（略）</p> <p>六十一―六十三（略）</p> <p>六十四（略）</p> <p>（一）（九）（略）</p> <p>（二） 第三十三条第七項の規定による精神科病院の管理者の届出の受理</p> <p>（三）（略）</p> <p>（四） 第三十三条の七第五項の規定による届出の受理</p>

(四) 六十四の二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第二項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例(平成十八年広島県条例第六十一号) 第二条第一項の規定による報告の受理
六十五―六十九 (略)
七十 (略)
(一)―(三) (略)
(四) 第五十六条第三項の規定による官公署に対する書類の閲覧又は資料の提供の要求(第五十条第五号に掲げる費用に係るものに限る。)
七十一―九十三 (略)

(こども家庭センター所長への委任)
第十二条 (略)

一 (略)
(一)―(十) (略)
(十一) 第二十四条の二十四第一項及び第二項の規定による障害児入所給付費等の支給の決定
(十二) (略)
(十三) 第三十条第一項の規定による届出の受理
(十四) (略)
(十五) 第三十一条の二第一項の規定による福祉型障害児入所施設の在所期間の延長
(十六) 第三十一条の二第二項の規定による医療型障害児入所施設の在所期間の延長及び指定発達支援医療機関への委託の継続並びに措置の変更
(十七) (略)
(十八) 第三十三条の六の三の規定による利用の勸奨
(十九) (略)
一の二―三 (略)

(農林水産事務所長への委任)
第十三条 (略)

一 (略)
二 新規就農者育成総合対策実施要綱等に基づく市町村経営発展支援事業計画等、市町村事業計画等、研修計画(就農準備資金等のうち、県全域を対象とする)が認められた研修機関が行う研修に係るものを除く。
(一) 及びサポート体制構築事業実施計画(県全域を対象とする)が認められた研修機関が行う事業に係るものを除く。
(二) 及びサポート体制構築事業実施計画(県全域を対象とする)が認められた研修機関が行う事業に係るものを除く。
二の二―二の四 (略)
二の五 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱に基づく産地パワーアップ計画(以下「産地パワーアップ計画」という。)
(一) 及び事業計画の承認(都道府県農業再生協議会長が作成した計画に係るものを除く。

(四) 六十四の二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第二項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例(平成十八年広島県条例第六十一号) 第二条第一項の規定による報告の受理
六十五―六十九 (略)
七十 (略)
(一)―(三) (略)
(四) 第五十六条第五項の規定による官公署に対する書類の閲覧又は資料の提供の要求(第五十条第五号に掲げる費用に係るものに限る。)
七十一―九十三 (略)

(こども家庭センター所長への委任)
第十二条 (略)

一 (略)
(一)―(十) (略)
(十一) (略)
(十二) (略)
(十三) (略)
(十四) (略)
(十五) (略)
(十六) (略)
(十七) (略)
(十八) (略)
(十九) (略)
一の二―三 (略)

(農林水産事務所長への委任)
第十三条 (略)

一 (略)
二 新規就農者育成総合対策実施要綱等に基づく市町村経営発展支援事業計画等、研修計画(就農準備資金等のうち、県全域を対象とする)が認められた研修機関が行う研修に係るものを除く。
(一) 及びサポート体制構築事業実施計画(県全域を対象とする)が認められた研修機関が行う事業に係るものを除く。
(二) 及びサポート体制構築事業実施計画(県全域を対象とする)が認められた研修機関が行う事業に係るものを除く。
二の二―二の四 (略)
二の五 産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱に基づく産地パワーアップ計画(以下「産地パワーアップ計画」という。)
(一) 及び事業計画の承認(都道府県農業再生協議会長が作成した計画に係るものを除く。)

- 二の六―二の八 (略)
- 二の九 畑地化促進事業実施要領に基づく地域促進計画の認定
- 二の十一―六 (略)
- 七 (略)

(一) (略)

(二) 農業振興対策事業費補助金等交付要綱による補助金等(新規就農者育成総合対策事業(県全域を対象とすると知事が認めた研修機関に係る就農準備資金に係るもの並びにサポート体制構築事業及び市町活動費に関する事業に限る。))及び農産物生産供給体制強化事業(畜産に関するもの及び産地パワーアップ計画(都道府県農業再生協議会長が作成したものに限る。))に係るものに限る。)

- (三) (略)
- 八―七十 (略)

(畜産事務所長への委任)

第十四条 (略)

- 一―十三 (略)

十四 次に掲げる農畜水産業関係補助金等に係る広島県補助金等交付規則に基づく知事の権限(草地畜産基盤整備事業及び畜産環境総合整備事業以外の事業に係る補助金等にあつては、補助金等の交付を受ける組合その他の団体で、その受益地区が三の畜産事務所の所管区域にわたるもの及び事業の実施場所が県外に存するものを除く。)

(一) (略)

(二) 農業振興対策事業費補助金等交付要綱による補助金等のうち、農産物生産供給体制強化事業に関する補助金等(畜産に関する事業に係るものに限る。)

(三) (略)

十四の二 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領に基づく事業計画の承認(その受益地区が三の畜産事務所の所管区域にわたるものを除く。)

- 十五―十八 (略)

(建設事務所長への委任)

第十六条 (略)

- 一―三 (略)

四 (略)

- (一) (略)
- (二) (略)

- 二の六―二の八 (略)
- 二の九 畑地化促進事業実施要領に基づく地域促進活動計画の承認
- 二の十一―六 (略)
- 七 (略)

(一) (略)

(二) 農業振興対策事業費補助金等交付要綱による補助金等(農地集積加速化支援事業(農業経営法人化支援総合事業実施要綱に基づいて行う事業で畜産に関する事業に係るものに限る。))、新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金及び県全域を対象とすると知事が認めた研修機関に係る就農準備資金に係るもの並びにサポート体制構築事業及び市町活動費に関する事業に限る。))及び農産物生産供給体制強化事業(畜産に関するもの及び産地パワーアップ計画(都道府県農業再生協議会長が作成したものに限る。))に係るものに限る。)

- (三) (略)
- 八―七十 (略)

(畜産事務所長への委任)

第十四条 (略)

- 一―十三 (略)

十四 次に掲げる農畜水産業関係補助金等に係る広島県補助金等交付規則に基づく知事の権限(草地畜産基盤整備事業及び畜産環境総合整備事業以外の事業に係る補助金等にあつては、補助金等の交付を受ける組合その他の団体で、その地区が三の畜産事務所の所管区域にわたるもの及び事業の実施場所が県外に存するものを除く。)

(一) (略)

(二) 農業振興対策事業費補助金等交付要綱による補助金等のうち、農地集積加速化支援事業(農業経営法人化支援総合事業実施要綱に基づいて行う事業に限る。))及び農産物生産供給体制強化事業に関する補助金等(畜産に関する事業に係るものに限る。)

(三) (略)

十四の二 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領に基づく事業計画の承認(その地区が三の畜産事務所の所管区域にわたるものを除く。)

- 十五―十八 (略)

(建設事務所長への委任)

第十六条 (略)

- 一―三 (略)

四 (略)

- (一) (略)
- (二) (略)

(五) 第四十四条の三第一項の規定による違法放置等物件の除去、同条第二項の規定による違法放置等物件の保管、同条第三項の規定による公示（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十九条の六第一項第二号の規定により官報に掲載して行うものを除く。）、第四十四条の三第四項の規定による売却及び売却代金の保管並びに同条第五項の規定による廃棄

(五) (略)

(七) 第四十七条の十四第一項及び第二項の規定による車両の通行に関する措置命令

(六) 第四十七条の十五第一項及び第二項の規定による道路標識の設置

(六) (略)

五二十五 (略)

二十六 (略)

(一) (七) (略)

(八) 第四十五条の二の規定による滞船の場合における要請

(九) (三) (略)

二十七三十三 (略)

三十四 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) (五) (略)

(五) 第六十七条第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び資料の提出要求並びに立入検査等

三十五 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令（昭和二十五年政令第二百三十九号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) (三) (略)

三十六 (略)

三十七 (略)

(一) (二) (略)

(三) 第六条第一項の規定による停係泊の場所の指示及び同条第二項の規定による危険物等の荷役の許可

(四) (十) (略)

三十八七十九 (略)

八十 (略)

(一) (一) (略)

(三) 第八十五条第三項及び第六項の規定による仮設建築物の許可

(三) 第八十五条第五項の規定による仮設建築物の許可期間の延長の許可（建築審査会の同意を得なければならぬものを除く。）

(三) (略)

(四) 第八十七条の三第三項及び第六項の規定による建築物の用途変更に係る使用の許可

(五) 第四十四条の二第一項の規定による違法放置等物件の除去、同条第二項の規定による違法放置等物件の保管、同条第三項の規定による公示（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十九条の六第一項第二号の規定により官報に掲載して行うものを除く。）、第四十四条の二第四項の規定による売却及び売却代金の保管並びに同条第五項の規定による廃棄

(五) (略)

(七) 第四十七条の四第一項及び第二項の規定による車両の通行に関する措置命令

(六) 第四十七条の五第一項及び第二項の規定による道路標識の設置

(六) (略)

五二十五 (略)

二十六 (略)

(一) (七) (略)

(八) 第四十五条の三の規定による滞船の場合における要請

(九) (三) (略)

二十七三十三 (略)

三十四 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) (五) (略)

(五) 第四十一条第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び資料の提出要求並びに立入検査等

三十五 漁港漁場整備法施行令（昭和二十五年政令第二百三十九号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) (三) (略)

三十六 (略)

三十七 (略)

(一) (二) (略)

(三) 第六条第一項の規定による停係泊の場所の指示及び同条第二項の規定による危険物等の荷役の許可

(四) (十) (略)

三十八七十九 (略)

八十 (略)

(一) (一) (略)

(三) 第八十五条第三項及び第五項の規定による仮設建築物の許可

(三) 第八十五条第五項の規定による仮設建築物の許可期間の延長の許可（建築審査会の同意を得なければならぬものを除く。）

(三) (略)

(四) 第八十七条の三第三項及び第五項の規定による建築物の用途変更に係る使用の許可

〔五〕 第八十七条の三第五項の規定による建築物の用途変更に係る使用の許可期間の延長の許可（建築審査会の同意を得なければならぬものを除く。）

〔六〕 (略)

八十一―八十四 (略)

八十五 (略)

(一) 第五 (略)
(六) 第十七条第五項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事又は建築副主事への通知

(七) (略)

八十六 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) ㊦ (略)

〔㊦〕 第三十五条第三項（第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事又は建築副主事に対する通知

〔㊧〕 (略)

八十六の二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) ㊦ (略)

八十六の三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成二十八年広島県規則第二十七号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) ㊦ (略)

八十七―百九 (略)

百十 (略)

第一号四及び五、第二号六、九及び十、第四号一、八から十まで、㊦、㊧、㊨、㊩から㊰まで及び㊱（道路法第四十条第二項、第四十四条第四項、第四十八条第二項、同条第四項、第七十一条第一項及び同条第二項に係るものに限る。）、第七号九から十まで及び㊲、第十四号二、三、十及び㊳、第十五号六、第二十六号五、㊴、㊵及び㊶、第三十四号三、七及び八、第四十号四、㊷、㊸及び㊹、第四十六号一及び四から六まで、第五十号一及び五、第五十二号五及び七、第五十五号㊺、第五十六号㊻、第五十八号六、第六十号五から七まで及び㊼、第六十一号の二㊽から㊾まで、㊿、〔一〕から〔五〕まで及び〔六〕、第六十二号四、第六十三号四、第八十号〔七〕及び〔八〕、第八十五号一、八及び九、第八十六号六、十、〔九〕、〔一〇〕、〔一一〕及び〔一二〕（命令に係るものに限る。）、第八十七号二、第九十六号三及び四並びに第六百六十七号二、五及び八

百十一 (略)

〔一〕 (略)

八十一―八十四 (略)

八十五 (略)

(一) 第五 (略)
(六) 第十七条第五項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事への通知

(七) (略)

八十六 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) ㊦ (略)

〔㊦〕 第三十五条第三項（第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事に対する通知

〔㊧〕 (略)

八十六の二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) ㊦ (略)

八十六の三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成二十八年広島県規則第二十七号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) ㊦ (略)

八十七―百九 (略)

百十 (略)

第一号四及び五、第二号六、九及び十、第四号一、八から十まで、㊦、㊧、㊨、㊩から㊰まで及び㊱（道路法第四十条第二項、第四十四条第四項、第四十八条第二項、同条第四項、第七十一条第一項及び同条第二項に係るものに限る。）、第七号九から十まで及び㊲、第十四号二、三、十及び㊳、第十五号六、第二十六号五、㊴、㊵及び㊶、第三十四号三、七及び八、第四十号四、㊷、㊸及び㊹、第四十六号一及び四から六まで、第五十号一及び五、第五十二号五及び七、第五十五号㊺、第五十六号㊻、第五十八号六、第六十号五から七まで及び㊼、第六十一号の二㊽から㊾まで、㊿、〔一〕から〔五〕まで及び〔六〕、第六十二号四、第六十三号四、第八十号〔七〕及び〔八〕、第八十五号一、八及び九、第八十六号六、十、〔九〕、〔一〇〕、〔一一〕及び〔一二〕（命令に係るものに限る。）、第八十七号二、第九十六号三及び四並びに第六百六十七号二、五及び八

百十一 (略)

第十七条 (略)
第十七条 (略)
第十七条 (略)

- 五 (略)
- (一) (七) (略)
- (八) 第四十五条の二の規定による滞船の場合における要請
- (九) (三) (略)
- 五の二一九の五 (略)
- 十 漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) (三) (略)
- (二) 第六十七条第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び資料の提出要求並びに立入検査等
- 十の二 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) (三) (略)
- 十の三 (略)
- 十一 (略)
- (一) (二) (略)
- (三) 第六条第一項の規定による停係泊の場所の指示及び同条第二項の規定による危険物等の荷役の許可
- (四) (三) (略)
- 十一の二 二十二の二 (略)
- 十三 (略)
- (一) 第三条ただし書の規定による占有者等の住所、氏名等の変更の届出の受付(第十二号(一)、(二)、(六)又は(七)に規定する許可に係るものに限る。(二)において同じ。)
- (二) (三) (略)
- 十四 十五の二 (略)
- 十五の三 広島県と坂町との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約(令和四年広島県告示第五百三十七号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 委託施設の維持修繕工事及び港湾施設の新設又は改良の工事に係る協議
- (二) 委託施設の使用許可に係る協議(新規許可(一年以下の使用をする場合を除く。))に係るものを除く。)
- (三) 新設港湾施設の管理引継ぎ
- 十五の四・十五の五 (略)
- 十六 一 二十七 (略)
- 二十七の二 (略)
- (一) (六) (略)
- (七) 第二十二条の規定による着陸料等の減免(現に同条の規定により着陸料等を減免されている使用者に対して、引き続き従前と同様の条件で行うものに限る。)
- (八) 第二十三条ただし書の規定による着陸料等の返還

第十七条 (略)
第十七条 (略)
第十七条 (略)

- 五 (略)
- (一) (七) (略)
- (八) 第四十五条の三の規定による滞船の場合における要請
- (九) (三) (略)
- 五の二一九の五 (略)
- 十 漁港漁場整備法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) (三) (略)
- (二) 第四十一条第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び資料の提出要求並びに立入検査等
- 十の二 漁港漁場整備法施行令に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) (三) (略)
- 十の三 (略)
- 十一 (略)
- (一) (二) (略)
- (三) 第六条第一項の規定による停けい泊の場所の指示及び同条第二項の規定による危険物等の荷役の許可
- (四) (三) (略)
- 十一の二 二十二の二 (略)
- 十三 (略)
- (一) 第三条ただし書の規定による占有者等の住所、氏名等の変更の届出の受付(第十二号(一)、(二)、(七)又は(八)に規定する許可に係るものに限る。(二)において同じ。)
- (二) (三) (略)
- 十四 十五の二 (略)
- 十五の三・十五の四 (略)
- 十六 一 二十七 (略)
- 二十七の二 (略)
- (一) (六) (略)

<p>(七) (略) 二十七の三 (略)</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 第五条の規定によるヘリコプターの停留等ができる場所の掲示又は標示</p> <p>(三) 第六条の規定による給排油の場所の掲示又は標示</p> <p>(四)・(五) (略)</p> <p>(六) 第十五条第一項の規定による原状回復の検査及び同条第二項の規定による原状回復の施行</p> <p>(七) 第十六条第一項ただし書の規定による着陸料等の納付の承認</p> <p>(八) 第十七条第三項の規定による使用料の分納又は後納の承認</p> <p>(九) 第十八条の規定による着陸料等の減免 (現に同条の規定により着陸料等を減免されている使用者に対して、引き続き従前と同様の条件で行うものに限る。)</p> <p>二十七の四―二十九 (略)</p>	<p>(七) (略) 二十七の三 (略)</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二)・(三) (略)</p> <p>(四) 第十五条第一項の規定による原状回復の検査</p> <p>二十七の四―二十九 (略)</p>
---	---

第二条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保健所長への委任) 第九条 (略)</p> <p>一―十七 (略)</p> <p>十八及び十八の二 削除</p>	<p>(保健所長への委任) 第九条 (略)</p> <p>一―十七 (略)</p> <p>十八 食品衛生に関する条例(昭和二十六年広島県条例第四十九号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第三条の規定による営業施設の認定並びに認定証の交付、再交付及び書換えの交付</p> <p>(二) 第二条の二第二項の規定による地位の承継の届出の受理</p> <p>(三) 第六条第一項の規定による報告の要求及び立入検査</p> <p>(四) 第七条の規定による認定の取消し並びに施設の整備改善、使用禁止及び使用停止の命令</p> <p>十八の二 食品衛生に関する条例施行規則(昭和二十六年広島県規則第百十四号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第六条の規定による認定証の記載事項の変更届の受理</p> <p>(二) 第八条第二項の規定による認定証の記載事項の変更届の受理</p> <p>(三) 第八条第三項の規定による認定証の再交付及び書換え交付</p> <p>(四) 第九条の規定による営業廃止届の受理</p> <p>十八の三 (略)</p>

十八の三 (略)

十八の三 (略)

十九 削除

二十一 九十二 (略)

十九 かきの処理をする作業場に関する条例(昭和三十二年広島県条例第六十四号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
(一) 第四条の規定による作業場設置の許可
(二) 第四条の二第二項の規定による地位の承継の届出の受理
(三) 第五条の規定による構造設備の変更の許可
(四) 第八条の規定による許可証の交付
(五) 第九条の規定による許可証の記載事項変更届書の受理
(六) 第十条の規定による許可証の書換え交付
(七) 第十一条の規定による許可証の再交付
(八) 第十二条の規定による作業場廃止の届出の受理
(九) 第十三条の規定による作業場の整備改善その他の措置命令
(十) 第十四条の規定による作業場の許可の取消し、使用禁止及び使用停止
(十一) 第十五条第一項の規定による報告の要求及び立入調査
二十一 九十二 (略)
九十三 本条中の事務のうち、次に掲げるものに係る広島県行政手続条例(平成七年広島県条例第一号)第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与
第十八号(四)並びに第十九号(十)

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 令和六年四月一日
- 二 第二条の規定 令和六年六月一日